

平成26年10月7日

◎川井委員長 おはようございます。ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《公営企業局》

◎川井委員長 それでは、公営企業局について行います。

公営企業局より、「土佐町における小水力発電所の建設計画について」報告を行いたいとの旨の申し出がっておりますので。これを受けることといたします。

〈電気工水課〉

それでは、電気工水課の説明を求めます。

◎右城電気工水課企画監 それではお手元の委員会資料、平成26年9月定例会の赤ラベル、電気工水課のページをお願いいたします。A3横のカラー刷りの資料をごらんください。

土佐町における小水力発電所の建設計画について御報告いたします。まず、計画の概要でございますが、本小水力発電所は昭和53年度に完成した高知分水施設の「瀬戸川導水路

北郷谷注水口」から「地蔵寺川取水堰」の間における未利用落差を利用して発電する計画でありまして、発電した電気は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、売電する予定です。

計画のコンセプトとしましては、再生可能エネルギーは地域の貴重な資源でありますので、この地域資源を活用した発電事業によって得られる利益を地域に還元することで、地域の活性化や住民福祉の向上につなげることを目指しております。

左の施設の概要の欄をごらんください。発電所の諸元と概要図を載せております。最大出力は670kW、最大の使用水量は毎秒3.2m<sup>3</sup>で、年間300万kWh弱の発電を行う予定です。これは一般家庭の830世帯分に相当します。

概要図の赤色が建設予定です。瀬戸川取水堰から導水路を通過して、北郷谷注水口に出た水と、北郷谷川自体の自分流を合わせて約600mの導水路に取り組み、約28mの落差を利用して、下流の発電所の水車を回し発電します。

中央の収支の計算の欄をごらんください。総事業費ですが、現時点で17億7,000万円余りを見込んでおります。経済性の試算でございますが、発電開始から20年間は、固定価格買取制度の1kWh当たり税抜き電気料金29円を見込み、21年目からは、半額程度に下がることを見込み、14円50銭と設定し試算しましたところ、この総事業費を回収するためには45年間と、長期間を要する結果となりました。

固定価格買取期間の20年以内の資金回収とはなりませんでしたが、水力発電所は適切なメンテナンスで、50年以上は十分に運転が可能でありますので、資金回収に問題はないも

のと考えております。

単年度収支では、減収が見込まれる21年目以降は、営業収支で単年度赤字を計上する可能性があります。機械装置の耐用年数が22年のため、減価償却費が一定減少する23年目から収支の改善が見られます。

右に地域貢献としてまとめておりますが、市町村交付金につきましては、国有資産等所在市町村交付金法の定めにより、固定資産税相当額を所在市町村に交付するものです。また、運転開始後、取水口のじんかい処理等の簡易な保守管理作業を、土佐町と相談しながら集落活動センター等に委託していきたいと考えておりました。わずかではありますが、地域の方の雇用に貢献できるのではないかと考えております。

コンセプトでもあります。地域への利益還元につきましても、土佐町と相談いたしまして、例えば補助金交付要綱を定めるなどして、固定価格買取制度により収入が担保されている20年間、地域活性化費用として地域へ利益配分していくことを検討してまいります。

また、発電所への取水に伴い、北郷谷川の水量が減少する区間が発生することから、嶺北漁業協同組合と協議し、嶺北地域のあまご等、魚族の繁殖保護活動に協力する予定にしております。

本計画につきましては、土佐町長から、集落活動センターと関連づけ、地域を挙げて取り組んでいきたいとの話があるなど、積極的な協力をいただいております。また、地元での計画説明会の際には、地元の皆様からも、地域還元や雇用について前向きな評価をいただいております。好意的に受けとめていただいております。

下にスケジュールを載せておりますが、現時点を赤い三角で示しております。平成24年度から、関係機関との協議や調整させていただきながら、これに並行して、昨年度にはコンサルタントによる基本設計を終え、実施設計に移行し、この10月末には最終の成果が上がってまいります。

これからは、右下の当面の課題に記載しておりますように、再生可能エネルギーの発電設備認定申請、河川法上の水利使用許認可申請、及び電気事業法上の工事計画届。工事関係では発注方法の検討、予算化、そして用地の確保等、許認可手続きや準備に入ります。収支は厳しいですが、地元の熱意や地元への波及効果等を考えて、来年度からの建設工事の着工に向け、進めていきたいと考えております。発電所の建設事業費は、平成27年度からの当初予算に計上させていただき、2月議会で御審議をお願いする予定にしております。

また、この時点で、地域住民の方々に親しみを持ってもらえる発電所の名称候補、これを公募し、名称候補を決定したいと考えております。平成24年度からは、地蔵寺川発電所という仮称で検討を進めておりましたが、計画の所在地が地蔵寺川ではなく、その上流の北郷谷川であることや、発電所の建設が、工事の開始から完成まで4年近くかかるということなどから、土佐町と相談いたしましたところ、仮称であっても、建設開始の段階か

ら地元で親しみを持ってもらえる名称を進めてもらいたい、との意向が示されましたことによるものでございます。

募集期間はこの10月中旬から11月下旬ごろまでを考えておまして。選定委員会を設置し、年末には名称候補を選定し、来年早々には入賞者に通知するとともに、電気工水課や土佐町のホームページで公表したいと考えております。

なお、運転開始は平成30年度の後半になる予定ですので、正式名称は、運転開始直前の議会で、高知県公営企業局の設置等に関する条例の改正案について御審議いただいて、決定していただく予定にしております。以上が、土佐町における小水力発電所の建設計画の概要でございます。

電気工水課の報告事項は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 この10月から、電力会社が保留にした経過があるんですが。そのことの影響は考えてないですか。それから、九州電力が言い出す前から、本当にいくかなど、国が破るのか、電力会社が破るのか別にして。こういう固定買取が、本当に20年間絶対変わらないものとして、受けとめていいのかという心配は、私、最初から持ってたんですが。今の、ここまで進めてたら問題ないということで。実際やるのは、30年度の後半というような時期で、いろんな影響、変化が出てくる中で、私、心配してるんですが。その辺どうなんですか。

◎右城電気工水課企画監 まず1点目の、配電線への連系のお話ですけれども。これは先月、9月17日に接続の可否の回答をいただきました。18日には本申し込みをしまして、この連系容量の確保ができております。せんだって、9月30日に、四国電力から発表になりました、10月1日以降、接続可否の回答は保留しますよということについては、既に回答をもらって、容量を確保しておりますので、心配ないところでございます。

それからもう1点、国の固定価格買取制度、このFITの制度の問題です。これも若干、一部報道では年明けに見直す可能性があるような報道がありますが、実のところは、はっきりしてません。この辺も、基本的にその制度の認定を受ける、確定するには、まず、電力会社への接続申し込みが必須になります。もう一つは経済産業省、四国経済産業局になりますけれども、そこに再エネの設備認定をいただく。この二つが必須になりますけれども。まず四国電力への連系分の容量の確保は1点目でできておりますので、もう1点の設備認定の話ですけれども、これも近いうちに、できれば今月中か来月には申請をする予定です。これが約ひと月ぐらいで認定がおりるという下話もずっと、四国経済産業局のほうへ行ってきてきておりますので。今年中には、認定がいただけるんではないかと考えておまして。今年中に全てそろいますので、来年、年明け以降に、もし見直しを検討されたとしても、影響はないんじゃないかというのがあります。

あと、今後のお話がありました。まさにこれは不透明な要素がありますが、そこで20年間を担保されたものをないがしろにするような制度は、国がつくるはずがないと、私も信じております。その辺は、もう国の情勢いかんもありますけども、それを信じるしかないと思っております。

◎溝渕委員 私たちも、国を信じたい部分はあるんですが。私たちの議員年金なんかもおかしくなりました。農業者年金もおかしくなりました。最初の約束とは全然違います。最近では年金まで、お年寄りが下げられてという話がよくありますが、そんなの見てて、聞いてて、本当にこれは大丈夫かな。これ、まだ30年度に運転するじゃいうようなときにやね、どうかな。それと、私が心配するのは、この間、委員のみなんで、富山県は相当進んでますので、小水力発電施設に行ってみて来ましたが。あそこも総事業量のことを言っていたが。この間見たところは、償却は10年でできると。あまり大きい小水力発電施設じゃなかったですが。本当に、もう30カ所ぐらいの計画を企業局、土地改良区が建ててやってますけどね。それで、早く進んでるところはそういう形で固定買取、国と相当やりおうて、先導的にやってきた県だと思えるんですけどね。私は、おくれたところが、本当にどうなのかなと。守られることが、私は難しいのではないかという心配をするのでね。それぞれの20年度の固定買取の約束が、本当に守られるかどうかの担保を何か取れんもんかなと思えるんですが。どうですかね、そこは。

◎右城電気工水課企画監 私どもも、富山のお話はお伺いしておりますので、ちょっと調べておりますけども。あそこは、いわゆる既設水路を利用した、土地改良区と連携して、富山県の企業局がやるものでして、簡単にできます。いわゆるもう、設備はほとんど要りませんので。そういう意味では資金回収も簡単にできる。要するに費用もかからないものでございますので。ただ、私どもの発電所は、水路を利用してという案件がなかなかございませんで、今回の山の中での開発になりました。

20年間の固定価格、この29円、1 kWh当たりですけども、これを何とか確保する動きをずっとしてまいりましたし。この20年間を、何とか担保をしてもらうようなお話も、四国経済産業局のほうできちっとしてまいりたいと思います。それがほごにされるようなことまでは、ちょっとなかなか今のところ想定できてませんので、それ以上のお答えができないと考えております。

◎溝渕委員 心配ですね。その辺で、努力して行ってほしいと思います。

◎桑名委員 担保の話は皆さんより、逆に政治のほうで、しっかりやらなくちゃいけないと思います。これは、我々が担保してもらうように頑張っていきたいと思いますが、要はこれ、建設費用と、売電価格の中での収支だと思えるんですけども。やっぱりメンテナンスが、それぞれかかってくると思いますし。また教えていただきたいのは、風力の場合は落雷とかあって、稼働できないとかいろんな、思わぬ出費が重なるんですけども。これから5

0年間の中で、水力の場合、毎年のメンテナンス料がどれぐらいかかって、それで20年、30年したときに、多分機械の交換とか、システムの交換とかというのはあるんですが、そういったところまで計算はされてるんでしょうか。

◎右城電気工水課企画監 費用に関しては修繕費といたしまして、毎年340万円を計上することとしております。実際はそれほど、340万円も毎年要るものではございません。ほとんど要らないと思いますが。例えば、委員がおっしゃられたように、10年、20年たてば機器が老朽化しますので、更新等を考える必要があります。こういった340万円を毎年使わなくて、その不用額を、利益剰余金相当額としてずっと積み上げていって、その取りかえ費用に充てていけたらなと考えております。日々、一生懸命節約することにもなります。

◎中根委員 ここ1カ所といわず、どんどんとつくっていききたいと思ってるところに、ちょっとブレーキがかかるような。でも、こういうことをしていたのでは、自然エネルギーを活用することができなくなるわけで。ですから、林業振興・環境部だけに任さないで、やっぱり公営企業局としても、しっかり実態とともに自然エネルギーを使うんだという高知県の心意気を国にも示していくように、タッグを組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。要請をしておきます。

◎岡本委員 桑名委員と関連してですけれども。事業費が大きくて土木工事が大きいということで、50年というスパンの中で、ここで45年で採算ベースに合わすということも書かれていますけれども。例えば、大地震が来て土木施設が壊れたような場合には、耐震とか免震とかいうことで、工事がなされると思うんですけれども。そうなった場合に、受けた業者との間で、何らかの保障に対するものなんかは結ぶ予定ながですか。

◎右城電気工水課企画監 まさにおっしゃるとおりの懸案事項がありまして、それについては十分注意しながら、発注をしていきたいとは思っています。今のところその担保まで、ゼネコンから取るまで、ちょっと検討してないもんですから。それもあわせて、今後ちょっと検討させていただきたいと思っています。

◎岡本委員 そのあたりは、税金のいわば損失にならないように、ぜひ注意をしていってほしいということと、4年間の債務負担行為ということになって、約18億円と額も大きいですわね。ゼネコンが受けるようになると思うんですけれども。県内の業者は、もちろん入れるような形はとられるんでしょうか。

◎右城電気工水課企画監 地元の業者に、なるべく携わってもらうように、これ一般競争入札になると想定しておりますけれども。公告の内容で、そういった地元の業者がかかわれる、そういった条件をつけていきたいと、今のところ検討しております。またこれから検討を深めていきたいと思っております。

◎岡本委員 要請としてね。ぜひ県内にお金が落ちるような形での契約をぜひ結んでいただきたいと思います。

◎高橋委員 今、実施設計なんですよね。

◎右城電気工水課企画監 はい。

◎高橋委員 基本設計から実施設計へ移行していくのに、例えば基本設計をしていただいて、それをもとに、実施設計に向けてコンサルティングを決めるのに、もう一度入札をしたのか。この辺の流れと、それから会社名、それから実績なんか、どんなところにあるのか。少しお聞きをしたい。

◎右城電気工水課企画監 基本設計を一旦終了して、これが本当に採算性があるのか、実施設計にいけるのか、建設を進めるのかという判断を、ひと月程度かけて一生懸命局内でした。何とかなるだろうという判断で、実施設計に進みましたので、別物の委託になります。基本設計でとっていただいた業者は、四電技術コンサルタントでございます。実施設計で一般競争入札をしましたところ、手を挙げていただいたのが、また同じその四電技術コンサルタントだけでした。基本設計を引き継いで、実施設計を同じコンサルタントがやったような形になってます。あと、こんな小水力発電のコンサルティングは、いろいろ会社がございます。例えば日本工営、ニュージェック、エイトであるとか、そんな、その辺はちょっと微妙ですけども、やっているコンサルタントは何社かございます。

◎高橋委員 公募で入札を呼びかけをしたけど、その応札をする、参加する業者がいなかった。四電だけだった。

◎右城電気工水課企画監 基本設計では、何社か応札していただいたんですけども、実施設計に移行するに当たっては、その基本設計をやっていたいただいたコンサルタントだけが応札していただいた。一般競争入札ですので、その1社とそのまま契約したところがございます。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

〈採決〉

◎川井委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案9件について、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第2号議案「平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第7号議案「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第7号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第8号議案「高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます

全員挙手であります。

よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第9号議案「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第10号議案「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第11号議案「高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第12号議案「高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第13号議案「高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

次に第18号議案「高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、第18号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第25号議案「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、第25号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部退席を願います。

〈意見書〉

◎川井委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案6件が提起されております。

まず、「浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書（案）」が、日本共産党、県民クラブ、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読を省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ 1の部分の、その「また」から後を消していただいて、同意という。

◎ はい。

◎ 異議ありません。

〈正場〉

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、「『危険ドラッグ（脱法ハーブ）』の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）」が公明党、自由民主党、県政会、県民クラブ、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ 問題ないでしょう。

◎ なし。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「産後ケア体制の支援強化を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県政会、県民クラブ、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

〈小休〉

◎ いいでしょう。問題ないです。

◎ ありません。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「社会福祉法人に対する税制上の優遇措置の継続を求める意見書（案）」が、自由民主党、日本共産党、公明党、県政会、県民クラブ、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ 異議ありません

◎ いいでしょう。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県政会、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 ご意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ 下から5行目、世界保健機関の、「軽度」がのいてますので。最初の何と一緒に「軽度」。最初に入れるほうが、間違いじゃないかと思いますが。

◎ 異議なし。

◎ うん。正副でやったらえい。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、「奨学金制度の充実を求める意見書(案)」が、公明党、自由民主党、県政会、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします

〈小休〉

◎ 私たちは、この2番の、オーストラリアで実施されているような奨学金制度を創設することというのがあるんですけども。収入だけで判断をすると、徴収強化になる恐れもあるねということで。これを除いていただくと、乗れるんですが、ということで。

◎ 正副で何して。

◎ ほんなら。ええ。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日は休会とし、9日木曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで終了します。どうも御苦勞さまでございました。

(10時39分閉会)